

総務文教常任委員会会議録

令和6年12月13日（金）

令和6年12月13日（金）午後1時20分から総務文教常任委員会を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	高野 浩一	副委員長	飯島 孝也
委員	丸山 国一		廣瀬 明弘
	高畑 一幸		青柳 好文
	平塚 悟		相沢 俊行
	有賀 公子		

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

なし

○ 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	前田 政彦		
総務課長	手塚 秀司		
財政課長	田口 俊		
市民課長	土橋 美和		
勝沼支所長	古屋 勇司		
大和支所長	金井 明則		
教育総務課長	清水 修		
生涯学習課長	小林 好彦		
政策秘書課	林 正樹	笹本 正和	廣瀬 亮
総務課	三枝 俊和	新田 照人	樋口 透
財政課	勝村 公一	山本 昌康	
市民課	早川 崇	村松 奈々	

勝 沼 支 所 樋口 寛一

教 育 総 務 課 窪川はづき

生 涯 学 習 課 土屋 典子

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第 7 4 号 甲州市職員給与条例及び甲州市会計年度任用職員の給与及び 費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 7 5 号 甲州市長等の給与及び旅費条例及び甲州市教育委員会教育長の給与等に
関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 7 6 号 甲州市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例制定について

議案第 7 7 号 甲州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 7 8 号 甲州市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第 8 0 号 甲州市社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定につい
て

議案第 9 0 号 シェアオフィス甲州の指定管理者の指定について

議案第 9 3 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村
総合事務組合規約の変更に関する協議について

議案第 9 4 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に
関する協議について

請願第 3 号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時
間労働是正を求める意見書採択の請願

〔開会 午後 1 時 2 0 分〕

- 委員長（高野浩一君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許
可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員 9 人、定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会
を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（高野浩一君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。

- 議長（平塚 悟君） 連合審査会、大変お疲れさまでございました。

引き続き総務文教常任委員会においての条例審査、それからその他案件の審査でございます。慎重審査よろしくお願い申し上げまして、一言ご挨拶といたします。

開 議

- 委員長（高野浩一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、11月28日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案のうち5件、その他案件3件、請願1件の審査をお願いいたします。また、審査終了後のその他の案件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、最初の休憩中に委員長へ申出をお願いいたします。

議案第74号

- 委員長（高野浩一君） 初めに、議案第74号 甲州市職員給与条例及び甲州市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） ご説明ありがとうございました。

内容の①です。民間の初任給との間に差があること等を踏まえということで、大卒者と高卒者それぞれ初任給を上げていくということですが、この引上げのことについては、これは人事院勧告とか人事委員会の勧告を踏まえてということなのか、甲州市として考えてということなのかお聞かせいただきたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

先ほど趣旨としてのところでお話ししたとおり、人事院勧告及び県の人事委員会の勧告

の内容に鑑み、それを踏まえておりまして、市独自の給与の運用はしておりませんので、人勤等に倣った勧告となります。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） 議案第74号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第75号

- 委員長（高野浩一君） 次に、議案第75号 甲州市長等の給与及び旅費条例及び甲州市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題いたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） ただいまご説明をいただきまして、市長の給与、また旅費条例という文言がございましたが、旅費条例の細かい鉄則みたいなやつが、別の特記されているものがあるのかちょっと知りたかったのと、なぜかという、またトップセールスなどに市長が行きます、旅費は高いのか妥当なのかなどという議論が出るやもしれない中で、旅費条例というものがどのくらいの感覚でうたわれているのか、ちょっとご説明があったらお願いします。

- 委員長（高野浩一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えさせていただきます。

特別職の旅費、職員の旅費もそうなんですけれども、今回の人勤の中では旅費のほうの見直しについても言及されておりますが、県の人事委員会の勧告の部分が県の条例のほ

うにまだ反映されておりましたので、今回の条例にはそこは含まずに、3月のときに追ってその部分は出す予定としておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。

(発言する者あり)

- 委員長(高野浩一君) 手塚総務課長。
- 総務課長(手塚秀司君) 追加のお話をさせていただければ、やはり県の出す条例の中の額が一定の基準になりますので、その額を見て市の条例の改正をしたいという考えがございましたので、今回は県の条例がまだ出ておりませんでしたので、その部分は含めずに、今回は給料改定。なぜかといいますと、給料改定は4月に遡って12月までが令和6年の所得に反映されるので、その分はどうしてもやらなければならない。旅費については4月1日以降の話になりますので、3月の改正でも間に合いますので、その辺を二段階に分けさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- 委員長(高野浩一君) ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長(高野浩一君) 議案第75号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) ご異議がないので、さよう決しました。

議案第76号

- 委員長(高野浩一君) 次に、議案第76号 甲州市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長(高野浩一君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) 議案第76号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第76号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第78号

- 委員長(高野浩一君) 次に、議案第78号 甲州市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長(高野浩一君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時37分

- 委員長(高野浩一君) 再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) 議案第78号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第78号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第80号

- 委員長(高野浩一君) 次に、議案第80号 甲州市社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 確認で教えていただきたいんですが、今回の改定で同じような経緯をたどった甲州市大和の体育館と初鹿野の運動場、これ金額は同じだということですが、小屋敷にあります体育館及び運動場の使用料はこれとは異なるんですか。また、値段等も教えていただければ。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） ご質問にお答えをいたします。

まず、先ほど説明の中で、使用料は旧大和中学校のものに合わせるという説明をいたしましたけれども、そこでも触れましたとおり、それまでの学校開放条例で使われていた金額を基本として、要は学校開放施設として使っていたものが金額が上がらないように、それを踏襲するような形の設定になっております。

学校開放条例で規定している使用料と社会体育施設の設管条例の中で規定している使用料の額は、もともと違いがありますので、当然のこととして塩山総合グラウンド、また、塩山体育館等との使用料は異なっております。

参考までに、塩山の体育館の使用料につきましては、時間の区切りがあって、アリーナの利用が、入場料を徴収しない場合、午前9時から午後零時までが2,300円、午後1時から午後5時までが2,930円、午後6時から午後10時までが5,230円、午前9時から午後10時までが1万470円ということになっております。体育館が面積が広いものですから、それが半分になれば、その2分の1の額とするという規定がございます。

それから、グラウンドのほうにつきましては、グラウンド自体は照明料だけになりますけれども、ちょっと申し訳ございません。そちらのほうの資料が、先ほど申しましたとおり、多目的広場という名称になっておりまして、午前中は無料ですね。市内の者は無料ですけれども、市外の方については有料になっております。それから、夜間の場合、照明の使用料として、多目的広場1時間2,340円の使用料がかかることになっております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） 旧塩山北中学校の体育館と運動場ということなんですけれども、

これ条例ではなく、その下の規則等がそういったところで、広域的な団体とか、そういったところが使用するときには使用料免除になるとか、そういった類のものはこしらえているのか。よく塩山北中学校のグラウンドというのは消防団の訓練等で活用する機会というのが非常に多かったと記憶しておりますので、そういった類のところがどう規定されているのか、確認でお伺いします。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

使用料の減免に関する規定が、今、議長のおっしゃったとおり、これは教育委員会規則になりますけれども、甲州市社会体育施設設置及び管理条例の施行規則の中に規定がございまして、議長おっしゃるとおり、市及び教育委員会が主催する事業及び大会等については100分の100ということで免除になるような形。それ以外にも市の体育スポーツ協会ですとか、あと、今年6月に開催をいたしますけれども、スポーツ少年団なども完全に使うのは無料になるような規定になっております。

今回この旧塩山北中のグラウンドだけではなくて、全体を通して同一の減免規定が設けられているところであります。

- 委員長（高野浩一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 塩山北中学校については、神金第二中学校も一緒に統合するという形になっていて、その跡地についての利用は今までちょっと触れてはいなかったように感じるんですが、それがどうなっているのか教えてください。
- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

先ほどちょっと説明の中でお話をさせていただきましたが、北中の跡地については閉校後に協議を始めるということになっております。生徒がまだ在籍している段階で、どうするかというのは控えたいということで、そういう方針になっておりますので、来年4月以降になります。

それから、神金第二中学校につきましても、承知をしていない部分もございまして、もしかしたら同様に協議をしていくことになるのかもしれませんが、その辺はちょっと確実なことは申し上げられませんけれども、いずれにしても塩山北中については閉校してから、学校に通っているうちは協議はしないということになっております。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長（高野浩一君） 議案第80号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第80号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。
-

議案第90号

- 委員長（高野浩一君） 次に、議案第90号 シェアオフィス甲州の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

有賀委員。

- 委員（有賀公子君） お願いします。

計画の策定というのが基本5年だと思うんですが、3年にした理由などあるんでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） 有賀委員の質問にお答えをいたします。

条例及び本市のガイドラインでは基本5年としております。ただし、今回、新たにシェアオフィス甲州を指定するものであり、また、病院とか救護施設のような入居施設で、指定管理者が短期間で変わると利用者には負担がかかるおそれがある施設は、初めから指定管理期間を長めに設定することを検討しておりますけれども、シェアオフィス甲州のように1日単位で使う施設等は、初回は短めに設定し、指定管理者の運営状況なども確

認をしながら2期目以降につなげたいという考えがあります。選定委員会の中でも5年、3年、それから2年ということも検討いたしましたが、2年ですと、1年目の実績を見て翌年度に評価、分析をするための時間が十分に取れないということなので、3年が妥当ではないかということで、今回3年を設定させていただきました。

こちらにつきましては、庁内の委員会である公共施設活用等検討委員会にも諮り、その後、指定管理者候補等選定委員会にも諮った上で、最終的に決定し、今回3年ということで上程をさせていただいております。よろしくお願いします。

- 委員長（高野浩一君） 有賀委員。
- 委員（有賀公子君） ありがとうございます。

引き続いて、事業者さんに関してですけれども、その事業者さんの何か実績とか、その委員会とかの評価についてはどんな感じが教えていただけますか。

- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

（株）ジブラボさんは、当初2016年から2019年の間、静岡、名古屋、岐阜を中心に6店舗、コワーキングスペースの立ち上げや管理運営に携わってまいりました。また、県内では2019年から甲府市においてCROSS BEというコワーキングスペースも運営をされております。さらには、去年の1月から、チャレンジショップのほうでもコワーキングスペースを運営しておりますので、評価としては、実績はあるということでございます。

また、評価につきましては、今回の選定委員会、それから申請書の中身を見て、委員さんからの評価点としましては、まず、類似施設及び類似業務の運営、実施実績をシェアオフィス甲州の安定した管理運営に生かしていくことが期待できること。それから、施設の利用に係る諸手続について、利便性を高めるためのデジタル化、オンライン化の活用が期待できること。また現在、勝沼支所のほうで管理しておりますけれども、土日祝日の対応も手厚くなることが期待できること。それから、地域雇用に寄与することが期待できることの主に4点を評価点としていただいております。

- 委員長（高野浩一君） 丸山委員。
- 委員（丸山国一君） この株式会社ジブラボ、ここの住所が、そのチャレンジショップになっているんですね。それで株式会社の名称のあれが取れるのか、ちょっと確認をしてみたいんですけども、その点は確認をしてあるのかな、住所と株式会社登録をそ

こでできるのかどうか、チャレンジショップ内だというのを。そこだけ確認をしてください。

○ 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（前田政彦君） 委員の質問にお答えをいたします。

選定委員会のときに（株）ジブラボさんから出していただいた指定管理者の候補の申請書、決算とか登記もつけていただいております、会社の法人等の番号が0900-01-017532、称号は株式会社ジブラボ、登記が令和5年2月22日です。本店につきましても、甲州市のほうから、甲州市塩山上於曽1106番地、登記の移転が令和6年7月2日、登記が令和6年7月24日と、登記簿の複製も頂いておりますので、ご心配はないと思います。

○ 委員長（高野浩一君） 丸山委員。

○ 委員（丸山国一君） 登記簿がしっかりそういうふうに出されていれば安心です。

○ 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

平塚議長。

○ 議長（平塚 悟君） 来週月曜日に債務負担行為のこともあるんですけども、ちょっとその補足資料も事前に頂いているということもあるんで伺いますけれども、人件費の見積りが1日8時間ということで想定しての見積りであるわけですけども、シェアオフィス甲州のこの管理においては、この8時間勤務とあるんですけども、何か24時間ね、開いているわけなんで、どういった対応を取ってもらいたいのか、こちらの意向というのはどのようにお伝えしてあるのか。ありますか、そういったところは。

○ 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（前田政彦君） 議長の質問にお答えをさせていただきます。

まず、業者のほうの事業所提案では、職員配置については、事務運営が9時から18時で0.5人、18時から22時で0.5人、入館受付も同時刻で0.5人ずつで、常勤、非常勤、それからパートの方で入り繰りしながら1日の人員配置を考えておまして、事業所提案では、その合計の人件費は250万円ということで上がってきております。ですが、うちのほうの考えとしては、1日8時間、先ほど議長言われたとおり24時間営業ですので、24時間のうちの8時間はいていただくという、事業所提案のとおり朝から夕とか、夕方から夜とか、深夜帯もときにはということで、基本8時間ということで、時給計算の1,000円で週5日の52週で208万円という金額で提案させていただいております。

予算決算常任委員会があるので、そのときでもいいかなと思ったんですけども、資料

請求あるので、ちょっと収入と支出の金額の積算の根拠のお話だけさせていただきます。資料をお配りしたとおり、金額の設定につきましては、平成30年のオープンから昨年の令和5年度までの実績、それから一番右が平均値となっております。収支差額については、平成30年の5万1,152円から令和5年のマイナス40万4,128円、平均するとマイナス90万9,891円となっておりますが、令和4年はコロナ交付金を使いまして、オンラインブース2基入れていますので、備品の購入がかなり高額となっております。

これらのデータを基に平均値を求めたのが一番右の平均の数字になります。しかし、それを見ていくと、下のほうの積算根拠の平均額①がマイナス298万9,890円になっておりまして、これでいくと、コロナの期間中も含めておりますので、直近のものを参考にすべきということで、右側の②調整額で出しますと、マイナス310万円という数字が出ました。事業者の経営努力ということも加味しまして、300万円を上限に債務負担行為の300万円の3年、900万円で出させていただきます。

こちらにつきましても公共施設活用等検討委員会、それから指定管理者候補等選定委員会に諮りまして出させていただいた数字でございます。

今後、民の活力を使って利用者増などが出てきますと、300万円上限ですけれども、うちのほうとしてもサービスは向上をさせながら指定管理料を10万円でも5万円でも下げていくように努力をしていきたいと考えております。

- 委員長（高野浩一君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） その辺はまた議案第83号のときに質疑はいくと思いますけれども、あと、先ほど説明で管理業務の範囲というところで、第9条のところですけども、（5）ですね。基本的な施設の管理以外に甲が特に必要と認める業務というところが一応盛られているわけですけども、例えば今、あそこの会場を使って政策秘書課等が働き方講座とかそういった事業を展開というときに、主として政策秘書課がそこに委託を出しているとか、また、（株）ジブラボさんのほうで依頼をかけていくとか、そういった使い方とか、そういったことで何か先方とご協議した形跡とか、そういったことはあるんでしょうか。事業展開をしていくというところで、もっとさらに市と指定管理者が有効活用を図るということまで、この協定を結ぶまでに、協定書で出てくるまでに協議したとかそういったことはあったのかということをお伺いしたいです。
- 委員長（高野浩一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時08分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

シェアオフィス甲州につきましては、昨年の5月、年度初めのときでしたけれども、利用についての条例改正をご議決いただきました。6月以降、コワーキングスペースのお試しの利用制度、また、サテライトオフィスの未利用時の会議室の利用の制度、一定期間の利用に対する回数券方式などを創設し、市としても利用促進に向けて対策を講じてきております。

また、（株）ジボラボさんにつきましても、現在チャレンジショップのほうでやっておりますので、今後、指定管理を受けるとなると、相互の利用ですとか交流会とか、同一金額で相互に使える、もしくはさらに甲府のCROSS BEも使えるというような提案も受けておりますので、議決後、そこら辺の利用促進、それからシェアオフィス甲州の周知のほうにも力を入れて取り組んでまいります。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） 水道料はもらわないんですけれども、どこかで補っているんですか。水道代と電気代だね、庁舎からもらっているんだと思うけれども。それをどこかで補って支出に回さないともずいのではないかと思います、どうですか。

- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えさせていただきます。

収支の計算書にてご覧いただいたとおり、平成30年から光熱水費ゼロで、今回の積算根拠でも光熱水費ゼロとなっております。現在、電気代、水道代につきましては、勝沼支所への同一請求となっておるところでございます。別請求にするため、系統を切り離すためには、業者に聞いたところ、数百万円の費用がかかるということで、請求書をもし切り離したとしましても、その分は指定管理料に上乗せするだけとなりますので、それだけの系統を分けるだけの経費をかけても、経費の削減の効果が低いと判断をいたしまして、電気代、水道代は市が負担し、その分、指定管理料にはのせないということで対

応してまいります。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） 中に入ったことあるんですけれども、屋上って実際に使われていますか。ちょっと確認で。そういったところ、実際に使っているような方がいらっしゃらないように思いますけれども、そこの管理も含めて先方に任せるということになっているけれども、ちょっと現状そのままにして、現状維持というかね、ちゃんとやらってもらうということだとは思いますが。その状況をお伺いしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） 議長の質問にお答えをいたします。

屋上については、西側のらせん階段から上ってもらってになりますけれども、そこを使って何かをするというのは、設立当初、ぶどう祭りの鳥居焼きを見たとか、あとは最近では、気分転換のために勝沼のおいしい空気を吸ったり、山々を見たりということでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） 議案第90号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第90号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時25分といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

ただいま議案第90号について、飯島副委員長が退席した理由は、（株）ジブラボさんが開催していますプラットフォームコミュニティという会があるんですね。そのメンバーに飯島副委員長が入っているということで、退席をしていただきました。

議案第93号

- 委員長（高野浩一君） 次に、議案第93号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 議案第93号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第93号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第94号

- 委員長（高野浩一君） 次に、議案第94号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 議案第94号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第94号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。

請願第3号

- 委員長（高野浩一君） 次に、請願1件を議題といたします。

この間、当局の皆さんは一度退出をお願いいたします。

（当局退出）

- 委員長（高野浩一君） 初めに、請願第3号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願を議題といたします。

この請願の取扱いについて発言をお願いいたします。

発言はございませんか。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） この請願ですけれども、要旨も確認をしております。今、県では25人学級なんていうことを推奨され、教師の数は増えてきているわけですが、教師の数が増えるということは、働き方改革ができていると私は思うんですが、その中で、今度は長時間労働を是正する考えを持たれているということは、あまり長く勉強指導、学習指導をする意識が少ないのか、それが働き方改革ということでイコールされるのか、ちょっとそこがよく分からないんですけれども、このようにすれば仕事量が増えてくるというのは賃金に反映してくることなんで、逆にいいのかななんて我々は思うんですが、どういうあれか分かったら誰か教えていただければと思います。

- 委員長（高野浩一君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時52分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

請願第3号についての発言を打ち切ります。

お諮りいたします。請願第3号については、採択すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、採択すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時53分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

以上をもって当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

この後、その他の件に入ります。

その他

- 委員長（高野浩一君） その他の件について、これより質疑を行います。

一つ目のその他の件を提案委員である有賀委員、いいですか。お願いします。

- 委員（有賀公子君） すみません、お願いします。

先月、11月から甲州市の縦断線のダイヤ改正が行われました。ちょっと毎日乗っていたわけではなかったんですが、小学生が乗っていたりとか、お買物に行かれる方が乗っていた地域がありましたので、そのダイヤ改正について、流れというか、どういった理由でそういう経過になったのかというのをお聞きしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。

- 市民課長（土橋美和君） 委員のご質問にお答えいたします。

このたびの甲州市縦断線のダイヤ改正につきましては、令和4年度に実施いたしました市民バス利用実態調査の結果を踏まえまして、調整を行ったものでございます。

当時の調査における利用者の要望としましては、天目からの朝の便を塩山駅までつなげておいてほしい、それから、もう少しゆっくりしたいので、天目山温泉から塩山まで帰る夕方のバスが欲しい、あと、勝沼・ナカヤ前、日下部警察署塩山分庁舎前にバス停を作ってほしいなどでした。また、バスの利用状況を確認したところ、共和から甲斐大和駅の朝の便は利用者がいない、やまと天目山温泉を利用する乗客がほとんどであることが分かりました。

これらのことを考え併せまして、路線の効率化と利便性の向上を図るべく、運行事業者と協議をした結果、ダイヤ改定ポイントとしましては、利用のなかった共和から甲斐大和駅まで走らせていた7時46分発の便を減らし、天目から塩山駅南口までの朝の便を走らせること。天目・共和間の夕方の2回の折り返しの運行をなくし、塩山駅南口まで行く便を増やすことといたしました。また、要望のあったナカヤ前と日下部警察署塩山分庁

舎前にバス停を新設いたしました。

ダイヤを改正するに当たっては、本年1月に開催しました甲州市地域公共交通会議において、今お話しした背景と、それから改正案をお示しし、ご協議いただきまして、基本方針としてご承認を得た上で進めております。

ただ、その会議の際に大和地区の方から、朝一番に出るバスが廃止となるに当たって、小学生が通学のために乗ることはないですかとの指摘はございましたので、その直後、すぐ大和小学校に確認をさせていただきましたところ、現状、小学生はバスを利用していないし、集団登校なのでなくしても大丈夫だと思うというお話もございましたから、あのとおり進めさせていただいたという過程もございました。

今回のダイヤ改正の件につきましては以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 有賀委員。
- 委員（有賀公子君） すみません、経緯は分かりました。ありがとうございます。

調査を行っていただいた結果、そういったバス停を増やしていただいたりとか、ちょっと減便もされたということなんですが、学校のほうに問合せをされたということだったんですが、使わなかったにしても、廃止になる地域の方というのに説明というのがあったのかどうかお聞きいたします。もしなかった場合は、なぜかということも含めお願いします。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

今年1月末の状況、それまでの経緯は先ほどお話ししたとおりで、バスの運行ダイヤの改正を行う際には、各地域の区長会長さんも委員でいらっしゃる地域公共交通会議に諮って進めさせていただいておりまして、通常、地区に出向いて住民説明というのは行っていない状況です。

しかしながら、委員のお話のとおり、日影地区において、その後の状況が変わっていたことを当課が知ったのはバスのダイヤ改正情報をホームページにアップしまして、バス停の改正案内を掲示しました直後の10月の中旬でございました。

7月に日影地区に熊が出た際に、地区の児童を安全のため市民バスで通学させることを保護者が学校に願い出て、学校が許可をしておりました。また、雨の日には国道の路側帯を歩くのが危険との申出で、雨の日にも使っていたとのことで、7月から朝の時間帯に、毎日ではないですけれども、小学生が利用していたとのことでした。

直近の利用状況を把握できなかったことは、当課の確認不足でありましたし、調査当時、利用者がほとんどいない地区であったとはいえ、大きくダイヤが変更していたところではありますので、配慮が足りず、大変申し訳なかったと反省しております。

今後、ダイヤ改正の際にはこのようなことがあるかもということを想定しまして、情報のアップデートを図りながら誠実に対応してまいりたいと担当一同、心に刻んだところでもあります。

- 委員長（高野浩一君） 有賀委員。
- 委員（有賀公子君） ありがとうございます。

そうですね、ちょっと、その周知の後、また、区長さんも出られていたのか、その辺が私も確認できていない。区長さんも知らなかった感じの対応だったのですが、その後の熊騒動、雨の日の通学利用があったということですが、ちょっと今後ということもあるんですが、今考えられている何か対応策等があればお聞きしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

10月末に日影区の区長から要望書が提出されまして、小学生の保護者から、通学路に猿、イノシシ、鹿が出没し危険で、天候が悪いときも利用していたので、困る。あとは、車を運転しない区民からも、猿、イノシシ、鹿が怖くて独り歩きできないので、ダイヤ改正の見直しを求めるという意見を受けており、再構築を要望するというような内容のものでございました。

この要望書に対しましては、当課として確認、配慮不足を認め、おわびをいたしました。が、公共交通の観点から、現在のダイヤの中でご利用いただき、当面の間、このまま運行することをご理解いただきたい旨、回答をさせていただいております。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） ただいまの件に関しましては、大和小学校の児童に関することですので、そのことに関しまして、私のほうからお答えをさせていただければというふうに思います。

学校側に対する市民課からの情報共有については、先ほど担当課長が申し上げたとおりであるというふうにこちらも承知しております。

本年度になりまして、市内至るところで熊の目撃情報が相次いだと。その中で、大和町の日影地区においても同様の状況でございました。児童の安全を守るためにということ

で、日影上区の保護者会から、児童の縦断線利用につきまして学校に要望が寄せられ、学校長の権限において、これを許可したところでございます。

また、大和橋東側、有賀委員、ご地元ですので十分承知いただいているかと思うんですが、大和橋東側につきましては、一部歩道が狭い箇所がございます。日影下地区の保護者から荒天時のバスの利用について要望が寄せられたことから、同様の取扱いとしたところでございます。

今回のダイヤ改正におけます当課での代替手段にいたしましては、荒天時の勝沼中学校スクールタクシーの利用につきまして、学校側に打診をしたところでございます。

一方で指定校での通学距離が長いなどの理由を除き、登下校は保護者の責任において実施をしていただいていることから、一部地域での活用には課題があるということも考えているところでございます。迂回路での通学路設定等、学校ともここは協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

- 委員長（高野浩一君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時11分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

では、その他の1の縦断線の件につきましては以上といたします。

その他の二つ目、まちづくり大学院への職員研修について、提案者である飯島副委員長、お願いします。

- 副委員長（飯島孝也君） 私の一般質問に政策秘書課長さんがお答えいただく中で、茨城県境町のまちづくり大学院への職員派遣をされて、いろいろ研修されているということをお聞きしたということもありまして、また、ふるさと納税事業費で9月の補正の中でそういう派遣の予算も通っているという中で、この職員研修、どういう内容で、現状どんな学びがあって、これからどういうふうにそれを生かしていこうと考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） 副委員長の質問にお答えをさせていただきます。

副委員長言われたとおり、境まちづくり大学院については、9月の補正で予算をご議決いただいて、政策秘書課の地域未来戦略室、政策調整担当のほうで参加をさせていただ

いております。1講座3名ということなので、その政策調整担当と地域未来戦略室、コマ数が全部で43コースありまして、どれも専門家やプロによる講義ですので、いずれも職員には役に立ち、今後に生かしていけると思っております。

10回コースがありまして、一コマが80分、主要なところだけでという許可をいただいておりますので、雑駁になりますけれども、お話をさせていただきます。

まず、1回目はガイダンスの後、境町、それから地域公社について説明をいただいたところであります。午後のコマは元の三鷹の市役所職員でありまして、現在、ローカルファースト研究所長の関さんより、交付金の使い方、不景気のときこそ、国からの補助金があるので、それを活用して取り組んでいけばというような話をいただいたところでございます。

それで、2回目につきましては、うちのメインでありますふるさと納税につきましてお話をいただいております。市独自のキャラクターや自治体のPRに役立った返礼品を出すということや費用対効果を考えたサイトの選定の必要性など。2日目にはバイヤーさんも来ていただき、何が売れるか、常にトレンドを把握しつつ、走り、盛り、名残のタイミングで適切な仕掛けをしていくことや、商品購入にはシズル感が重要であることなどを学ばせていただいております。

3回目につきましては、楽天の川上さんに来ていただいて、ふるさと納税を手段とした地域がどうなりたいか、どういうふうに向かっていくかということの内容、それから、返礼品の開発については、今ある地域資源に価値を見だし、ストーリーをつくって返礼品としていくことなどのワークショップを学ばせていただきました。こちらにつきましては、今回の補正に220万円盛らせていただいております商品開発に早速生かして行く予定であります。

4回目につきましては、総務文教常任委員会の委員さんが乗られたとおり、自動運転バスの現地視察も行っております。

5回目につきましては、楽天グループの地域創生事業部署のナンバー2の方、楽天がふるさと納税の納税シェア首位になることに多大に貢献した山田さんに来ていただきました。初日の後の補正予算のときにも少し触れさせていただきましたけれども、現在、ふるさと納税、右肩上がりで市場規模は1兆1,000億円ということになっております。しかし、成長率は減少し、市場は成長期から成熟期となったと言われております。先生いわく、1兆5,000億円が頭打ちになるのではなかろうかということで、自治体間の差別化、

価格競争が始まると予想している。自治体としては経費を抑える取組が必要であることと、自治体オリジナルのカテゴリーを増やす、育てることが重要となってくると講演をしていただきました。

また、2日目には加工施設の設計の方にも来ていただいて、中も見させていただいております。

また、6回目につきましては、皆さんご存じのとおり長野県の白馬村、有名ですが、現在外国人の人口が増えており、観光のイメージは強いんですが、実際には観光客は年々減少しているそうです。長野県では県の取組として、チャレンジ長野として、白馬村の問題を解決していこうという取組を行っております。観光客が来るまで、あと官民での連携事業などを講演させていただいております。

それから7回目には、スポーツでまちづくりということで、境町をスケートボードなどのアーバンスポーツの聖地にしようという取組で、日本のトップ選手だけではなく、世界のトップ選手もつれてこようということで、屋外にはスケートボードの大手メーカーに設計を依頼し、日本一の高さを誇る壁を設置しております。また屋内については、東京オリンピックで実際に使用したコースですね、堀米さんが優勝した。あれを買い取りまして、当時の会場を再現しているなど、新たな取組も視察をさせていただいております。

それから、第8回目には白馬村のほうに赴きまして、白馬村の現地で課外授業を行っております。初日には白馬村の村長から白馬村の歴史や紹介、それから、まちづくり大学院のほうでは野口代表から地域公社の説明。課外授業においては、スキーをやっている方はご存じのとおり、岩岳のスキー場がございすけれども、スキーシーズンではない、年間、ゴンドラは稼働させているそうです。上のほうでは天空のブランコを設置したり、景色を見ることができるデッキ、インスタ映えの写真を撮ることができるスポットなど、現在はスキー場よりも若い世代の女性が訪れるスポットとなっております。また、長野オリンピックのジャンプ台については、オリンピックの負の遺産ということで、今後の活用方法などの検討を行っていること。それから、道の駅の白馬、スノーピークなどを視察させていただいております。

9回目については、ふるさと納税のポータルサイトの使い方、それから地域公社の立ち上げについて、新朝プレスの高島さんから講演をいただいております。

最後は、10回目が地域観光の魅力ということで、現在コロナ禍で観光需要が変化し、小

規模で短期間の旅行が増えてきております。旅行形態もエコツーリズムやスペシャル・インタレスト・ツーリズムなど、特定の目的を持った体験する観光が登場しているということ。その中でうちの市としても観光にも力を入れていきたいなと思っております。それから、企業と地方創生のマッチングにつきましては、発想力、決定力、実行力、行動力、この四つが必要であるということも学んでおります。

最終日はアクションプランの発表、それからB P 3の検定試験、代表で最終日の3名行った方、受講して合格証を頂いて帰ってきております。これについては、来年度の当初予算にも、人も変わっていく中でうちの課としては予算計上させていただき、新たな取組として職員をまた派遣していきたいと考えております。研修に行けば行っただけ、専門家、プロですので、私、復命書を見ただけでもかなり勉強になっております。市役所、庁内全部に広げながら、今後、稼ぐまち、甲州市として取り組んでいこうかなと感じているところでございます。

以上です。よろしくお願いします。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） ありがとうございます。

来年度も取り組んでいこうというふうに考えているということで、副市長をトップにしたプロジェクトチームを市長がつくるというような話もされていたんで、その研修が下地になって、そのプロジェクトに取り組むというイメージなんではないでしょうか。それだけちょっとお伺いさせてください。

- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

今回10日間、10回の研修へ行かせていただいて、飯島委員、それから相沢委員からも一般質問で言われて市長答弁したとおり、庁内は副市長をトップとする委員会、検討会、名称などはまだ決まっていませんけれども、そんなような形になっているので、今回はきっかけづくりに行かせてもらって、来年度から本腰を入れて取り組んでまいります。

一般質問で言いましたけれども、境町方式がいいかどうかも含め、慎重にも慎重を重ねながら、スピード感を持ちながら、ちょっとアンバランスのところもありますけれども、対応してまいります。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑は、今の案件で質疑はありますか。よろしいですか。
(発言する者なし)

- 委員長（高野浩一君） その他の件につきまして質疑を打ち切ります。

以上で総務文教常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いします。

- 副委員長（飯島孝也君） 長時間にわたってご審議ありがとうございました。引き続き
また議会続きますので、よろしくお願いいたします。

〔散会 午後 ３時２５分〕